【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（引受業務の一部の許可の審査基準）

**第五十九条の三**　内閣総理大臣は、第五十九条第一項の許可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　外国において、その許可を受けようとする業務と同種類の業務について政令で定める期間以上継続して業務を行つていること。

二　資本金の額又は出資の総額が、許可を受けようとする業務の態様に応じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の法人であること。

三　第二十九条の四第一項第五号ロに規定する純財産額が前号に規定する政令で定める金額以上であること。

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（引受業務の一部の許可の審査基準）

第五十九条の三　内閣総理大臣は、第五十九条第一項の許可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　外国において、その許可を受けようとする業務と同種類の業務について政令で定める期間以上継続して業務を行つていること。

二　資本金の額又は出資の総額が、許可を受けようとする業務の態様に応じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の法人であること。

三　第二十九条の四第一項第五号ロに規定する純財産額が前号に規定する政令で定める金額以上であること。

（改正前）

（新設）